

# 規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）について

---

令和5年12月12日

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

# 規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）について

- 生産性向上特別措置法（平成30年6月施行）に基づき、**規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）**が創設。令和3年6月に施行した改正産業競争力強化法により、移管・恒久化。
- 本制度は、「まずやってみる」ことを許容するために、期間・参加者等を限定し、既存の規制の適用を受けることなく、**新しい技術・ビジネスモデルの迅速な実証**を可能とするもの。
- 実証で得られたデータを活用して、**円滑な事業化・規制改革を通じた社会実装を推進**。
- 法施行以降、モビリティ、IoT、FinTech、ヘルスケアなど多様な分野で、**30計画149者**が認定。
- 内閣官房は、新技術等を用いた事業活動を行おうとする事業者の相談を広く受け付ける**一元的窓口**としての役割を担っている。

## <制度活用の流れ>

事業者が主務大臣（事業所管・規制所管）  
に対して新技術等実証計画を申請

新技術等効果評価委員会の開催

主務大臣が新技術等実証計画を認定

事業者による実証の実施

主務大臣による規制の見直し等の検討・実施

## <規制の見直し・新たなビジネスにつながった事例>

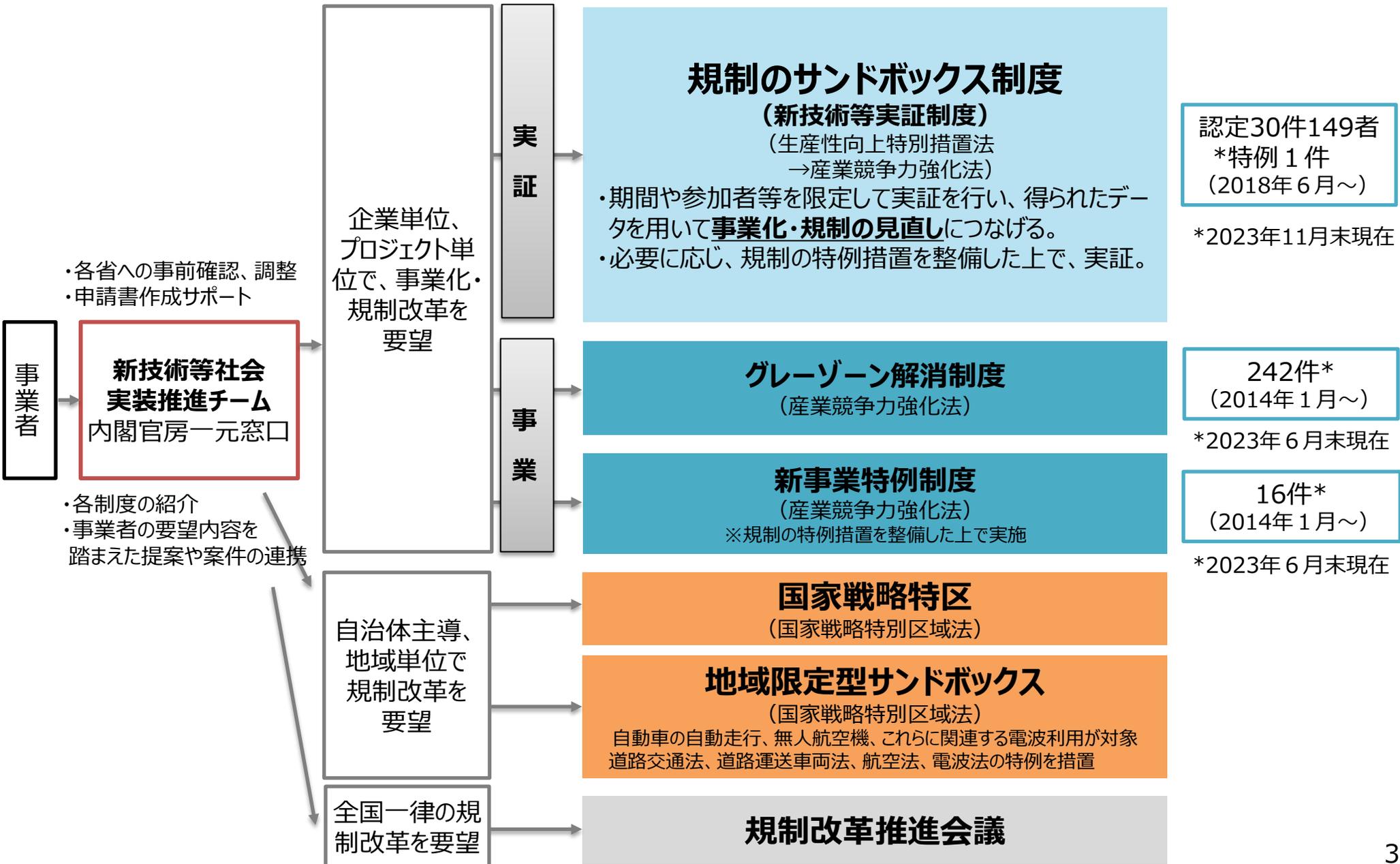
### 事例1：電動キックボードに関する実証からの 道路交通法改正

電動キックボードの走行環境整備を図るため、シェアリング事業者が大学構内（非公道）で免許なしに走行する**サンドボックス実証**、**新事業特例制度**による公道走行を経て、**道路交通法改正**（令和4年4月成立。令和5年7月施行。）。

### 事例2：債権譲渡の通知等に関する特例整備

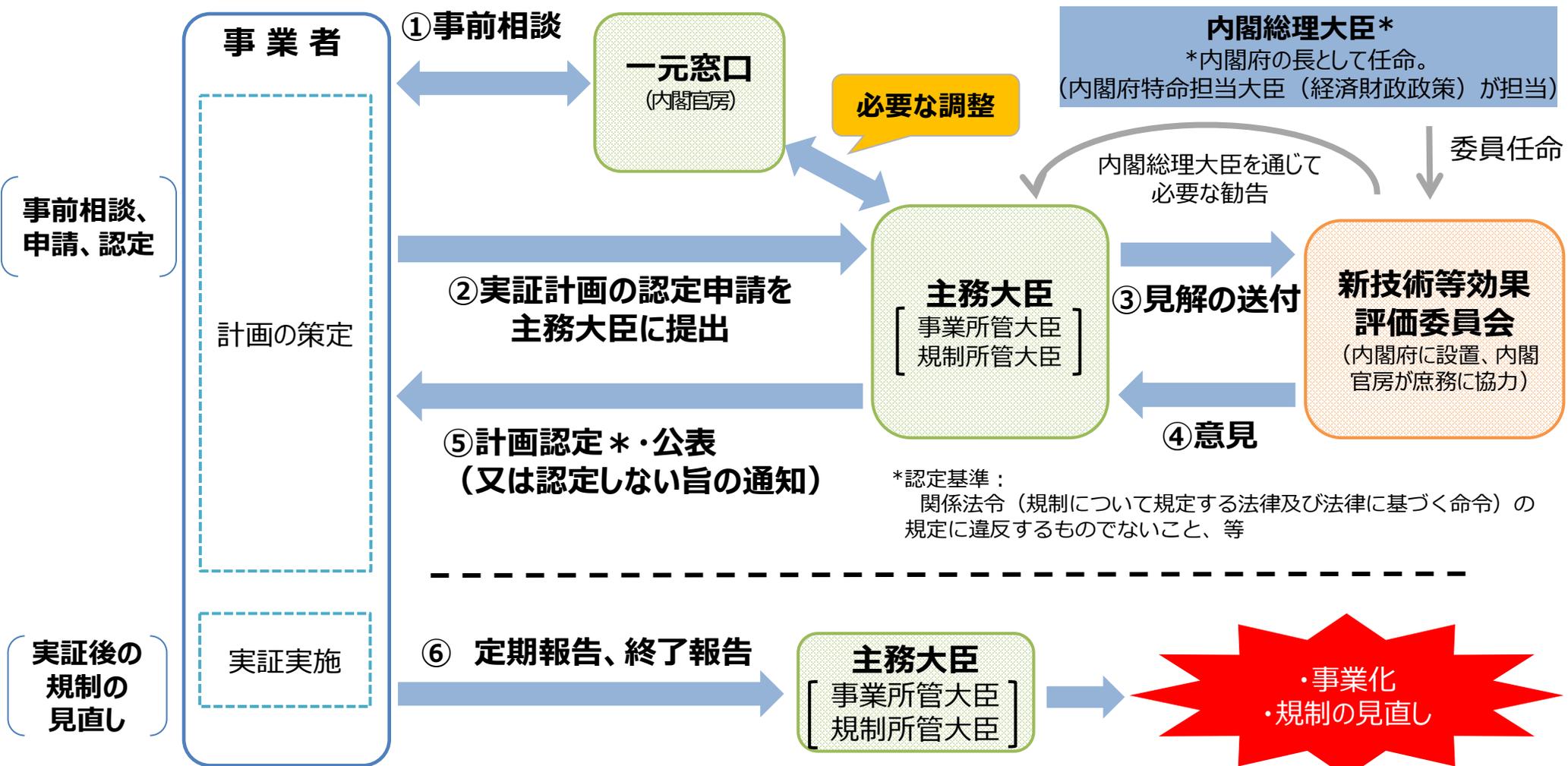
**サンドボックス実証**を通じて整備された**債権譲渡通知等に関する特例**を踏まえ、将来的な本特例の適用に向け、金融機関等が**ブロックチェーン技術**を活用した**実証**を実施。

# 規制のサンドボックス制度の位置づけ



# 規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）の仕組み

基本方針（認定に関する基本的な事項、等）：内閣総理大臣（内閣官房）が案を作成、閣議決定



※新たな規制の特例措置を整備する場合には、計画申請前に主務大臣に対して要望（プロセスは計画認定と同様）。

新事業活動に係る規制の特例措置、計画の認定に関しても、主務大臣が必要と認めるときは、評価委員会の意見を聴くことができる。

# 新技術等効果評価委員会について

- 規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）では、新技術等効果評価委員会を設置（産業競争力強化法第14条の2）。
- 主務大臣による新技術等実証計画の認定に際し、**専門的かつ客観的な観点から、同計画が経済全般に及ぼす効果に関する評価等を行い**、主務大臣（規制所管大臣・事業所管大臣）に対して意見を述べ、主務大臣の適切な判断に資することが主な役割。
- 具体的には、新技術等効果評価委員会は、以下の役割を果たすこととされている。
  - ① 申請された個別の計画の認定や新たな規制の特例措置の求めに関して、主務大臣に対して意見を述べる。
  - ② 認定された計画の実施状況や結果、主務大臣における規制の見直しの状況や講じた措置について確認する。
  - ③ 必要に応じて、事業者や主務大臣からの報告を求め、また、主務大臣に対して内閣総理大臣を通じて勧告を行う。

## 新技術等効果評価委員会委員名簿

安念 潤司	中央大学法科大学院 教授（委員長）	中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部 教授
石井 夏生利	中央大学国際情報学部 教授	西村 訓弘	三重大学大学院地域イノベーション学研究所 教授
大橋 弘	東京大学公共政策大学院 教授		宇都宮大学学術院 教授
尾形 優子	メロディ・インターナショナル株式会社 CEO	林 千晶	株式会社Q0 代表取締役社長
小黒 一正	法政大学経済学部 教授	坂東 久美子	日本赤十字社 常任理事
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士		雪印メグミルク株式会社 代表取締役
鬼頭 武嗣	Elevandi Japan株式会社 代表取締役	程 近智	ベイヒルズ株式会社 代表取締役
佐古 和恵	早稲田大学基幹理工学部 教授	増島 雅和	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
杉山 将	理化学研究所革新知能統合研究センター センター長 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授		

# 新技術等実証計画の認定状況について

- 生産性向上特別措置法の施行以後の約5年間で、モビリティ、IoT、FinTech、ヘルスケアなど多様な分野において、**30計画149者の新技術等実証計画**を認定（令和5年11月末現在）。
- 実証が終了した計画（計29件）のうち、**約8割の23件**は、新技術等実証の結果を踏まえた**制度改正の措置**や**現行規制の解釈の明確化**等により、**既に新技術や新しいビジネスモデル等の社会実装につながっている**。
- 残りの6件のうち、事業者判断で事業化を行わなかったもの等以外は、新技術等実証の結果等を踏まえて制度改正等が検討されている。
- 実証終了後も、必要に応じて新技術等効果評価委員会によるフォローアップを実施し、**円滑な事業化・規制改革を通じた社会実装を推進**。（現在制度改正が検討されているもののうち2件も、最近の新技術等効果評価委員会でフォローアップを実施済。）

新技術等実証計画の認定状況		件数
実証が終了した計画		29
内訳	制度改正が措置されたもの（※）	7
	実証を通じて、 <b>現行規制の解釈により事業実施が可能であることが明確になったもの</b>	16
	実証結果等を踏まえ、制度改正等が検討されているもの	3
	事業者判断で事業化を行わなかったもの等	3
実証中の計画		1

**29件中23件は、既に新技術等の社会実装につながっている。**

（※）新技術等実証の結果等を踏まえ、制度改正が措置された案件は以下のとおり。

- IoT社会の実現に向けた高速PLC（電力線通信）でつながる家庭用機器に関する実証【通達改正】
- 不動産の賃貸契約時における書面交付の電子化に関する実証【宅地建物取引業法改正】
- 電動キックボードのシェアリング事業の実施に向けた走行実証（2計画）【道路交通法改正】
- 人力と電動モードを切替可能なハイブリッドバイクの自転車レーン走行実証【通達発出】
- SMSを利用した債権譲渡通知に関する実証【産業競争力強化法改正による債権譲渡特例の導入】
- 電子契約システムを用いたマンション事業に係る定期建物賃貸借契約書面の作成に関する実証【借地借家法の改正】

# 認定実績

平成30年6月施行以降、FinTech、モビリティ、ブロックチェーン、ヘルスケア、AI・IoTなど多様な分野で、**30計画149者が認定**されている。そのうち**1件では、新たな規制の特例措置**を整備。

## Fintech

- ・犯罪収益移転防止法 × データ
- ・Insurtech (P2P保険)
- ・少額短期 (P2P保険)



## モビリティ

- ・電動キックボードのシェアリング
- ・ハイブリッドバイク
- ・車内空間のシェアリング



## ブロックチェーン

- ・暗号資産
- ・治験、臨床研究
- ・第三者対抗要件



## ヘルスケア

- ・オンライン受診勧奨 × 診断キット
- ・救急医療 × 生体認証
- ・スポーツ × リアルタイム採血検査
- ・医薬品 × 販売機
- ・野菜POPの自主マニュアル
- ・薬局×災害対策医薬品供給車両



## AI・IoT・DX

- ・IoT × 家電 (PLC)
- ・DX × 不動産 (IT重説)
- ・DX × 債権譲渡通知
- ・DX × 障害者雇用
- ・DX × 定期建物賃貸借契約
- ・AI × 無人カフェ
- ・DX×ペイロール



## 環境・リサイクル

- ・IoT × リサイクル
- ・ラベルレス製品×自販機

